

令和3年度京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

1. 開催日時

令和3年11月11日（木）午後1時30分～午後4時15分

2. 開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 205会議室

3. 出席者

< 審議会委員 >

奥谷委員（会長）、中江委員（副会長）、西田委員、増田委員、俣野委員、川崎委員、木原委員、田中委員、畑中委員

< 地元代表 >

上羽豊栄連合区長、小倉上宇川連合区長

< アドバイザー >

丸山先生（名古屋大学大学院）、深町先生（京都大学大学院）

< 事業者 >

前田建設工業株式会社

< 事務局 >

市民環境部 柳内部長

生活環境課 志水課長、中山課長補佐、給田係長、山下主査、村松主事

< 欠席者 >

荒田委員、三好先生（京都府立大学）

4. 次第

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 委員・参考人の紹介

(4) 諮問

(5) 議事

① 経過報告について

② （仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業計画について

(6) その他

(7) 閉会

5. 公開または非公開の別

公開

6. 傍聴人

あり（4名、報道関係者2名）

7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事務局： 本日はご多用の中、ご参集及びオンラインでのご参加を頂きまして誠にありがとうございます。

私は本審議会の事務局を担当しております市民環境部長の柳内と申します。
よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、中山京丹後市長より皆様にご挨拶を申し上げます。

■市長挨拶

皆さんこんにちは。ご紹介頂きました中山でございます。本日は、本市の美しいふるさとづくり審議会ということで、お忙しい中、時間を縫ってご参集賜りまして、本当にありがとうございます。また、ズームでもご参加頂いております。ありがとうございます。

さて、この審議会ですが、ご案内のとおり本市域に、現在、二つの大きな風力発電の事業計画、構想が民間の皆様によって検討、計画をされているという状況でございます。そんな中で、本市の市民の皆さんの不安も含めて関心が高まっているという状況でございます。様々な環境上の問題を始め、専門的な角度からこの審議会において、ご審議を広くお願いしたいというふうに思っているところでございます。

そのうえで、まず冒頭、皆さんと一緒に共有をさせていただきたいのが、この事業、現在、実施が決まっているというわけでは決してなくて、むしろこれから調査をして、そしてその実現性について確認、調査をしていくという、そういうスタートの位置にあるということ、この点、後ほど、今日は事業者の皆様もお見えですので、事業者の皆様からもご報告があると思いますけども、現在、こういった位置にあるということでございます。

そのうえで、この事業への向き合い、我々としての向き合い、私はもちろん、本事業、

風力発電事業ですので、ゼロカーボンの推進だったり、あるいは地球環境の問題だったり、SDGs だったり、こういった今世界が皆一緒になって取り組もうというようなこの課題に対して、再生可能エネルギーということで積極的な貢献を仮にですけど、実現をしていけば、果たすということに繋がる一面を持つということは言うまでもありません。

そして同時にもう一つ、一面ありますのは、同じくとても大切なことは、たいへん大規模な事業として、ご計画を頂いておりますので、本市の自然環境だったり、防災だったり、あるいは生活環境だったり、そういった私たちの大切な環境全般に対してどういう影響を与えていくのか。こういったことが今、わからないわけであります。

市民の安全・安心にとって大きな影響を与えるということがあっては、決していけないわけございまして、こういった環境、安全、安心といった課題に対して、どういう影響が出てくるのか、これをできるだけ同定をしていきたい、評価をしていきたいと思うわけございまして。

そのうえでこの審議会において、様々な専門的な立場からご意見を賜りまして、また地元のお声も聞かせていただきまして、広く、調査、審議、前に申し上げたような課題について議論いただきたいなというふうに思っております。

これから国、府等の必要な法令上の手続きがあるわけですが、そのうえで本市の向き合い方、本市のスタンス、こういったことを定めていく上で必要な基礎となるようなご意見等を、本審議会においていただきたいなというふうに思っております。

そんなことで、たいへんお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

■委員・参考人の紹介

事務局： 本日の審議会の成立につきまして、確認をさせていただきます。本日、京丹後市商工会の荒田様より欠席のご連絡をいただいておりますが、京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、今年度第1回目、また、審議の体制、委員の変更もございまして、私の方から本日の出席者につきましてご紹介をさせていただきます。正面向かって左から市長の中山でございます。向かって右隣、審議会会長の奥谷委員でございます。副会長の中江委員でございます。なお、中江委員におかれましては、前任の下岡委員からの引き継ぎでお世話になっているという状況で

ございます。向かって右側の列でございます。西田委員です。増田委員です。俣野委員です。なお、西田委員、増田委員は、前任の委員を引き継いでということでのご出席をいただいております。反対側の列になります。川崎委員です。木原委員です。田中委員です。畑中委員です。続きまして、地元代表として入っていただいております、豊栄連合区の上羽連合区長です。上宇川連合区の小倉連合区長です。続きまして、アドバイザーとして入っていただきます有識者の皆様をご紹介します。こちらのモニターをご覧ください。本日はモニターを通して、オンラインでご参加を頂いております。名古屋大学大学院の丸山先生です。京都大学大学院の深町先生です。もうひとつ方、京都府立大学の三好先生は本日、所用のため、ご欠席となっております。

次に、この後、事業計画等の説明をお世話になります、前田建設工業株式会社の皆様です。最後に事務局を務めます、生活環境課の職員をご紹介します。課長の志水でございます。課長補佐の中山でございます。係長の給田でございます。山下主査でございます。村松主事でございます。私は、市民環境部長の柳内でございます。よろしく願いいたします。

それでは、市長から審議会への諮問を行います。市長と奥谷会長は、ご起立をお願いいたします。報道関係の方は 撮影の準備をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

■ 諮問

市 長： 諮問させていただきます。

京丹後市美しいふるさとづくり審議会、奥谷会長様、京丹後市長、京丹後市における民間による風力発電事業の計画・構想について諮問、標記につきまして、同事業が京丹後市の自然環境、防災、生活環境をはじめ市民の大切な環境全般に与える諸影響などにつきまして、広く必要な調査、審議をお願いいたします。併せて、今後、本件に関し、国、京都府等の必要な法令上の各手続き等におきまして、本市意見を発出等するに際し必要な意見を求めます。

事 務 局： 中山市長におかれましては、ここで退席とさせていただきますのでご了承願います。ありがとうございました。

市 長： 大変重要な問題ですので、正直、聞いておきたいなという気持ちは強くあるのですが、審議会にご審議いただくという立場上、退席せざるを得ないという

ことでございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局： それでは、議事に入ります前に、本日の流れを簡単にご説明申し上げます。まず、本市内で計画されている、二つの風力発電事業に係るこれまでの経過について、事務局より報告をさせていただきます。

引き続き、事務局より環境アセスメント制度や計画段階配慮書手続きの流れの説明、その後、事業者より（仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業の概要及び計画段階配慮書について説明をしていただきます。次第では、これらすべての説明が終わった後で質疑応答としていますが、それぞれの項目ごとに質疑応答の時間を取らせていただくことに変更し、全ての説明と質疑応答が終了した段階で事業者には退場をしていただきたいと思います。その後、第1回目の総括と次回に向けての確認を行う流れで進めさせていただく予定としています。

それでは、議事に入って参ります。ここからは京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条の規定によりまして、議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。奥谷会長よろしく願いいたします。

■議事

会長： ご紹介をいただきました、本審議会の進行を務めさせていただきます奥谷です。どうぞよろしく願いいたします。

冒頭、少しだけですが、この審議会の経緯について挨拶に代えてご紹介をしたいと思います。

京丹後市美しいふるさとづくり審議会となっておりますけれども、この審議会の名称は、条例からとっている審議会でございます。京丹後市美しいふるさとづくり条例というのを、平成29年に、それまであった条例を改正して制定をいたしました。この審議会、非常に重要な審議会になりますので、冒頭に少しその条例の前文に書かれている言葉を紹介させていただきたいと思います。

京丹後市というところは、山陰海岸国立公園、それから丹後天橋立大江山国立公園に指定をされている丹後半島のこの山々ですね。雪も多く降りますし、豊かな水を育てたくさんの川が流れています。そしてそれらの水の恵みが多くのおいしいお米や、そして豊かな漁場を作っているということでございます。

豊かな実りをもたらしてくれますこの自然環境というのは、私たちは、これら
を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に
引き継ぐ責務を有しておりと書かれてあります。このことを、一人一人が深く
認識をして環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動および
活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められていると前文
に書かれています。条例の理念と精神に則って、これらを基本としながら、こ
の審議会ですっきりと審議をしていきたいと思っておりますので、皆様方どう
ぞ宜しくお願い致します。

ここからは、座って審議を進めさせていただきます。市長からもございましたよ
うに、各分野の様々な分野の方や地域の方も、今日はお越しいただいておりま
すので、それから専門分野の先生方もアドバイザーで入っていただいております
ので、様々な視点から忌憚のないご意見を出して頂いて、議論していきたい
と思っております。

議事に入ります前に、会議録の確認者を1名選定するという事になってお
りまして、従来から名簿の順で決めているということでございますので、参考
人名簿の順番でいきますと、前は荒田委員にお世話になったということで、
今回は川崎委員にお世話になりたいということでございますが、よろしくお願
いいたします。

それでは議事に入って参ります。本市内で計画しております二つの風力発電
事業におけるこれまでの経過報告につきまして、事務局から説明をお願いいた
します。

事務局： それでは生活環境課の志水から資料3に沿って説明させていただきます。

◆資料3に沿って説明

会長： ありがとうございます。これまでの経過報告についてご説明をいただきま
した。いったんここで、何かご質問がございましたらお願い致します。いかが
でしょうか。地区の方も何かございましたら、よろしいですか。

では、ひとまず進めさせていただきます。続きまして、(仮称)丹後半島第一・第
二風力発電事業の概要につきまして、事業者の方からご説明お願いいたします。

事業者： 改めまして、前田建設と申します。本日、弊社から3名、後ろに環境アセス
メントの手続き関係を委託しております日本気象協会から2名、合わせて5名

でご説明させていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。これより、着座して御説明させていただきます。

まず冒頭に、弊社検討事業に関しまして、本日はこのようなかたちで、審議またご検討いただきまして誠にありがとうございます。中山市長からもありましたとおり、この事業は、これから各種調査を行なっていきまして、事業の実現性又は皆様のご意見を承るような事業になっておりますので、そういった点は、まず冒頭にご説明させていただきますまして、この後、事業概要の方をご説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料4を用いましてご説明をさせていただきます。

◆資料4に沿って説明

会 長： ありがとうございます。事業者の方から事業計画の概要をご説明いただきました。

既に、専門用語がたくさん出ておりまして、どんなことでも結構ですのでご質問ございましたら、どなた様からでも結構ですのでご発言をお願い致します。いかがでしょうか。この用語がわからないということからでも良いと思います。この先、更に詳しいいろんな資料が出て参りますので、これは概要でございますのでよろしくお願ひいたします。ございませんでしょうか。

アドバイザーの先生方、丸山先生、深町先生、いかがでしょうか。

アドバイザー： では、私の方から何点か。まず、1つ目として、説明会の方をこれまでも何回か実施されているようですが、そこでどういった質問が出てきて、それに対し、どういう回答をされているのかということ。

2つ目として、今後の進め方にもよるのですが、いわゆる前倒し調査を実施される予定なのかどうか。

3つ目として、これはアセスの対象からはずれますが、連結線のルートやそこでの環境影響のことについて、住民の方へ何か説明はお考えのことがあるかということについてご回答ください。以上、3つです。

会 長： はい、どうもありがとうございます。では、事業者の方お願ひいたします。

事 業 者： はい、ご質問いただきありがとうございます。今の御質問について、回答させていただきます。

一点目の説明会でいただくご質問等につきましては、様々なご意見いただい

ております。代表的なものとしましては、こういった山間部の開発になりますので、冒頭、京丹後市様からもありましたとおり、災害等の懸念であったり、環境の影響に対する懸念をいただくことが多数ございます。併せて、風力発電機の設置になりますので音についても不安というお声をいただくことがございます。それに対するご回答としまして、まず、工事計画につきまして、今後、様々な調査設計を踏まえてしっかりやらせて頂きまして、最終的に今回工事をするにあたって、許認可制度になりますが、林地開発の許可制度の許可を受けて建設の工事まで行うようなかたちになっております。その段階につきまして京都府様で、さらに条例で林地開発につきまして、地元へのご説明ならびに手続きにつきまして、ご意見をいただくような機会はございますので、そのタイミングにつきまして、しっかり工事計画について、ご説明させていただきたいと思っております。また、音等の心配につきましては、この環境アセスの手続きの中で、様々な点で予測ないし評価をさせていただきますので、その点を踏まえてしっかりご説明させていただきたいとことをご回答させて頂いております。

2点目の環境アセスメントに関しまして、先んじて調査を行うかどうかにつきましては、現時点では検討させて頂いておりますが、基本的にはそういった調査を行わず、通常通りのかたちで進捗の方予定をしております。

3点目の連結線につきましては、現在調査をさせていただいております、最終的にどのようなかたちで連結線を工事させていただくか、しっかり計画が固まった段階で地元の方にはしっかり説明をさせていただきたいと思っております。

以上、3点のご回答とさせていただきます。

会 長： はい ありがとうございます。丸山先生、今の回答ですがいかがでしょうか。

アドバイザー： 騒音なんかの場合は、不確実性みたいなところがあって、基準値をクリアしていてもストレスを感じる方がいるであろうということは、おそらく指摘もされるであろうし、環境省の説明でもそうなっていると思うのですが、そういった不確実性というのは、事前回避が100%機能はしないということは考えられると思うのですが、そこらへんはどういった方針でお考えでしょうか。

会 長： 事業者の方、お願いいたします。

事業者： 日本気象協会の大井と申します。ご質問ありがとうございます。

騒音に関する不確実性という質問に関しましてですが、騒音に関しまして二つの周波数、一般的な可聴音と言われるもの又は超低周波音と言われるものの2種類の計測を行います。こちら環境省の騒音の測定指針に則って測定を行うのですが、先生からもご指摘あったように、騒音に関して、今、環境省の指針、騒音に関する指針値がございまして、今ある現状、残留騒音といわれる今ある音から+5 db 以内に収めなさいと、風力発電機から聞こえる音が住宅に届くまでの音が5 db 以内に収めなさいという指針がここ3年前にできまして、これはかなり厳しい指針となっております、こちらに則って、この基準を超えないようなかたちで、事業計画を立てていくというかたちになると思います。風車の配置を住居から距離をとったり、あとは低騒音型と言われる普通の騒音よりも、若干音が低い機種というのがございますので、そういったものを選定するといったような環境配慮を今後検討していくようなかたちになるかと思いません。

もう一方、今、先生がおっしゃられていた煩わしさ、これが今のところ数値化できないと言われているのですが、最近、低周波音に関しまして、文献がございまして、煩わしさを感じるものと被害を感じるものを数百件、環境省で風車の位置から、何m、距離2 kmの範囲で、3千kw級なのですが、数値が数百件あったかと思うんですが、被害が出た数と距離の関係というものを計測しまして、だいたい何Hzで低周波の煩わしさを感じたかという文献がございまして、こちら今、指針にはなっていないのですが、こちらを目安として、それを超えないようなかたちで、同じく風車の配置、機種、音を調査して、そちらの範囲内に収まるようなかたちで計画を立てていくように、経産省、環境省から、府も含めて、意見が出てくるかと思っております。それに準じて計画を立てていこうと考えております。

こちらで回答になっておりますでしょうか。以上になります。

会長： いかがでしょうか。丸山先生、今の回答ですが。

アドバイザー： アセスそのものの審査の場ではないのですが、おそらく住民の方だと、例えば5 db といったことがありましたが、音を測れば4 db で指針はクリアしていると、しかし、騒音は個人差が大きいので、自分にとっては煩わしく感じる。

そういった場合に、泣き寝入りになるのが嫌だというのが、住民の心境だと思うんです。なので、そういった個別の意見に、事業者さんとしてどういった方針で取り組んでいくのかということ、あらかじめ考えておかれる必要があるのではないかと感じました。

会 長： 丸山先生、ありがとうございました。今の丸山先生のコメントについて、事業者の方から何かございますか。

事 業 者： ありがとうございました。

今の件、おっしゃるとおりだと思っております。今、現時点では、まず環境アセスメントの手続きに則り、様々、写真も含めましてクリアさせていただくことが第一のお話になりますが、また今おっしゃられたとおり、住民の皆様が感じるところについては、しっかり、今後の説明会または協議を通しまして、意見を吸収させていただいて、工事計画の方に、反映させて頂きたいと思っておりますので、なるべくご不安なことに関してもケアさせていただくことを、今後検討させていただきたいと思っております。

会 長： では、ひとまずこちらの方で。深町先生いかがでしょうか。

アドバイザー： 私の方からは、大きく二つお聞きしたいと思います。

1つ目が、今回のような大きな事業を実施するにあたり地元に入って説明をされているということで、まずは、この事業に関連する地権者の方や近い範囲にお住まいの方々に対する説明ということではないかと思うのですが、更には、この地域に隣接していたりであるとか、対象地域となるような里山や色々な景観もそうですし、自然環境や文化といった観点、もちろん生業も。そういうところで関連して関心を持っておられる方々に、どういったかたちで情報を伝達したり、あるいは意見を聞いたりしてきたのかというところ。それから、今後、この事業を進めるにあたって、コロナ禍ということもありますし、どう工夫をされて、どんなやり方をされていくのかということ。説明会以外でいろんな市民活動があるといったような情報が入ってきておりますが、そのあたりどの程度把握されているのかということ。

2つ目が、丹後半島、わたしもNPOですとか自分の調査、研究、あるいは行政の方々との関係で、ずっと係わってきておりますが、森と里と川と海が一体となって、森に係わることはすぐに海にも係わってくるといったことは、ご承

知のことかと思うのですが、そういう中で、どうかたちで地域にとって役に立つような、ありがたいと思われるような事業に出来るのかというところで、実は、今までの風力発電だとか、大きな公共事業とかがありまして、これまでもいろんな課題が残されてきており、非常に大きな問題となって、今でもそういう影響があると思うのですが、そういった部分の検証や総括をどれくらいされていかれるのかというところ。そういったところに対しての姿勢といった部分がお聞きできるとありがたいと思います。

会 長： 深町先生のご質問について、事業者の方から回答をお願いします。

事 業 者： ご質問ありがとうございました。

ご質問いただきました1点目につきまして、事業の説明のところになりますが、まだ調査の本当の初期の段階でございますので、ご説明させていただいたとおり、近隣の皆様を中心に説明させていただいている段階になっております。

今後、このアセスメントの手続きを通しまして、住民の皆様も広い範囲で、説明の方をしっかりとさせていただきたいところが一つと、それ以外の関係団体又は府・市の皆様につきましては、様々な御要望のところを、早く確認させて頂いて、説明できる段階で少しずつ説明させていただきたいと思っております。

説明会の開き方につきましては、このようなかたちで、直接説明させていただくのが一番ご意見も頂きやすいと思っておりますが、コロナ禍でありましたりとか様々な理由がございますので、対応を配布でさせていただいたり、様々な方法で、今後検討させていただきたいと思っております。

また、2点目の地域貢献、また課題の所につきましては、今後、弊社の方で検討させていただきたいと思っております。大きな事業でございますので、地域の皆様のご協力があって初めてうまくいく事業だと思っておりますので、地域貢献の仕方、金銭的なかたちがよろしいのか、地域の課題を解決するようなかたちがよろしいのかというところにつきましては、今後、地元の皆様としっかり対話させて頂きながら、前もって検討させていただきたいと思っております。課題の所につきましては、また、このアセスメントの手続きの中で、事後調査といったかたちで、地域の方に回答するような場合もございますので、そういった制度に則って行なっていく事が一つと、地域との対話、建設完了した後、開始の段階で、また違った目線でご意見がいただければ、そこについては

ご検討させていただきたいと思っております。

会 長： 深町先生 今の回答ですがいかがでしょうか。

アドバイザー： 「様々なかたちで」とおっしゃいましたが、その「様々な」といったところが、具体的にどういう工夫をされるとか、すでに住民に説明をされているわけですし、その部分が一番スタートを切るうえで大切だと思うので、具体的なアイデアであったり、予定であったり、そういったものがないと、やはり「様々な」で終わってしまうのは、残念な感じがいたしますので、具体的にどういった方たちに、どういったかたちでといったことが、今後、実績として出てくるようなかたちで進めていっていただけるとたいへんありがたいと思います。

それと、今後のいろいろな課題は、これからのアセス等のプロセスに沿ってやることはそうなんですけど、少し調べれば分かるような対象地域のことで、これまでにどのような課題があるのか、どのようなことが問題になってきたかとか、そういうことは、やはり地元の方に説明するうえでも大切な情報になりますし、姿勢や向き合い方という点でも大切なことになってくるので、そういう問題を早く把握されて、そういった問題が起こらないためにどのようなことをしていくかというところが答えられるように対応していただけると良いのではないかと思います。

期待を持っておられる方もいらっしゃると思いますが、懸念を持っていらっしゃる方もおられるので、本当のところは分かりませんが、対応が十分ではないという声はわたしの方まで届いてきていますので、できる限りそういった声はわたしのところに聞こえてこないように進めていただけるとたいへんうれしいなというふうに思います。以上です。

会 長： 深町先生ありがとうございました。

今、深町先生からございましたが、事業者の方は、これまでも日本全国各地で大きなこうした再生可能エネルギーの事業をされてきています。今、深町先生がおっしゃられたような、様々な立場の方への説明方法について、どういった工夫をされてこられたのか。それから、すでにこの丹後半島でも公共事業による地域の大きな課題がありました。そういったことを把握されているのかどうなのか。

私からも2点、もう一度、回答をお願いいたします。

事業者： ありがとうございます。

ひとまず1点目の様々な説明の方法につきましては 基本的に今までの開発につきましては 地元の皆様に、直接ご説明差し上げることがほとんどになりました。一方、この近年、コロナ禍を始めとする事情で、直接お会いできない方につきましては、概要をお渡しさせていただいたり、またはWEBを通してご説明をさせていただくかたちをとらせて頂いております。

実際、地元の方に接触をさせていただいて上宇川の連合区につきましては、農業関係者へのご説明を求められたり、また漁業関係者への説明が必要だというお言葉を頂いておりますので、そういった地元の方との対話を通しながら、しっかり調査をさせて頂いての説明を行なっていきたいと思っております。

また、2点目の課題の所につきまして、同じようなかたちになりますが、京丹後市様、また地元の方を通じまして、これまでの災害の実績等の情報を把握させていただいているところになります。まだ、開発の初期段階になりますので、把握できてない点もたくさんあると思っておりますので、今後、対話を通しまして、情報収集をさらに図っていきたいと思っております。

会長： 事業者の説明は以上ですが、深町先生よろしいでしょうか。

アドバイザー： はい。

会長： その他皆さん 今聞いておられて、色々触発されたかなと思うのですがいかかですか。では、畑中委員お願い致します。

委員： ご説明ありがとうございました。

基本的には、脱炭素にむけてやろうということだと思っておりますが、先ほどの深町さんのご意見に少し触発されたといえますか、ちょっと話しておいた方がいいかなと思います。

そもそもこの環境アセスメント制度というのは、少し世の中に対応してないところがあって、奥谷さんもよくご存じのとおり、環境と経済と社会セットで統合的に解決しなければいけないもので、よくSDGsと言われておりますが、環境の側面は、スペシャリストの先生方もおられるので良いと思うのですが、その経済とか社会をセットで議論していかないと多分なかなかうまくいかない。

これまでも良かれと思って、再エネやろうとしても、地域との関係がうまくいかなくて、止まった事業がたくさんありますので。そこは、やっぱり経済と

社会とを一緒に議論してないからなんですよね。多分、この場というのは、もともと、会長もおっしゃったように、条例の精神に基づいて、その部分もセットで議論していく。また、ここでの基本的な議論というのは都道府県知事に上がって、また、知事から意見をもらうというかたちになりますので、環境以外の部分もセットで議論すべきじゃないかなというふうに思います。その時には、もう釈迦に説法になりますが、「地域環境権」という、10何年か前に、中山市長さんと一緒に長野県の飯田市にも行きましたけど、風というのは地域の資源なんですよね。では、それをどうハンドリングするのがいいのかということが問われている。地域としても、主体的に何か関わりを考えていくとか、そういうことも含めて考えていく必要がある。

また、できた電気をどうするのかも、やはり地産地消していかないとあまり意味がなくて、だからその事業そのものを、その地域の権利として、地域環境権として、どううまく外のスペシャリストの方と連携していくのかという話と、できた電気をどう地域で使っていくのかという点もセットで議論していくことが大事だと思います。

「金銭的」という発言が先ほどありましたが、どうしてもそういう不幸な関係になってしまう。そうではなくて、お互いに前向きに良い地域づくりのために有効に、場合によっては地域が負担をして、お互いに利益をシェアして行くといったことも含めて、積極的に考えていく必要があると思います。ですので、京丹後市さんだったらそのモデルになり得るのではないかなと。現在、まだそのモデルがないんですよね。全てを市民セクターでやっているケースもありますが、うまくジョイント型でやっていくことができればと思います。

長くなりますが、ドイツとかでは実例がありますよね。そういうことも見据えていかないと、なかなか気候変動も止まらないでしょうし、地域にも良い循環経済も含めて再循環が生まれられないかなと、そこをぜひ考えてくべきじゃないかなというふうに思います。

あと一点だけ、実は草津の某風車の事後処理にアドバイザーとして参加したことがあります。これから太陽光とか、いろんなものが普及していった時に、事業が終わった後の話がポイントになってきて、その草津の事例でもイニシャルコストと同じぐらいお金掛かるんですよね。

特に基礎の撤去にすごい費用が掛かる。その辺、おそらくリプレースして
いて、ずっと使い続けるということなると思うのですが、その辺のことも今後
の時代は考えていく必要があるかと思えます。そこだけは、質問ということで
お願いできればと。これから検討されると思いますが、以上です。

会 長： 畑中委員、どうもありがとうございました。

畑中委員の前段の経済と社会セットで。特にその社会の部分というのが、入
っていないのではないかとということで、関連するようなご意見とかあるいはそ
の経済のところでは地元経済への還元といったことについて、同様のご意見とか
おありでしたらいかがでしょうか。モデル的なその事例とか、こんなふうなや
り方もあるというようなご紹介など、専門の委員の方もおられるようので
いかがでしょうか。

木原委員、お願いします。

委 員： 発言の機会を分けながらにしたいと思えます。今の意見に関しては、もう畑
中委員以上に申し上げることは特になくということですが、私も研究者の一人
として、海外の特にドイツとかオーストリアの自然エネルギーを軸にした地域
づくりというところの研究を進めているところですが、そういった所では、
地域が主役になって風車を建てていて、風車を誇りに思っていると、それが地
域にも経済的なメリットを生み出す、だからこそ広がっているっていうのを事
例として見てきて、こういう理念が重要なのだということが調査で感じるこ
ろです。

国内でいっても、例えば、青森の市民風車『わんず』が建った後に、その
地域の方と議論させて頂いてヒアリングしましたけども、地域住民の方は、自
分たちが参加して風車が回っているのが嬉しいのだと、ワクワクするのだと、
そういうお話を聞いてきました。またそういう事例があると、地域の再生可能
エネルギーというものは、こういうものでなければいけないということを、強
く感じたところでは。

ということで、やっぱり畑中委員と同じ意見ですが、そういうところが今回
のところではなかなか見えない。これをどう作れるかというのは事業者さんもし
っかりと考えていただく必要があると思えます。それができないようでしたら、
この事業は本当に行っているのかという話にもなると思っています。それは私

たち委員としても、どうあるべきか考えなければいけないというのが、今日の最初のご説明を伺って思ったところです。

理念的な話で申し訳ないのですが、いったんは以上です。後でもう一度、別の視点からお願いいたします。

会 長： 木原委員、ありがとうございました。

同様の関連のご意見等がありましたら。いかかですか。

丸山先生どうぞ。

アドバイザー： アセスということで、今の話題にあまり触れていなかったんですが、やはり経済、社会との係わりというものが大切だということは私自身もそう思います。

今、お話にありました青森の『わんず』の風車に関しましては、実はわたしは代表をしております、そういうこともありますので、今後はそういったところでのご検討があるようでしたら相談いただいても構いません。

会 長： ありがとうございました。

では、いったん事業者の方に、畑中委員からありました事後処理についてのコストのこと。それから、木原委員、畑中委員がおっしゃられた地域経済とか社会とかの部分についてどのようなお考えかお答えいただけますでしょうか。

事 業 者： ご質問ありがとうございました。

1つ目の事後処理のところになりますが、我々は建設会社でございますので、事業部門で開発している事業も、もちろん様々な他事業者さんの建設にも多く携わっております。そういったかたちに、今、リプレースといったお言葉がありましたけども、立て替えといった風車の工事も多く経験しておりますので、そういったところが弊社内にあるということは、弊社の強みだと思っておりますので、早い段階でそういった経験を用いまして、今後20年、またその先について、検討を進めてまいりたいと思っております。

2つ目の社会経済の所につきましては、我々ですね こういったかたちで地域事業というかたちで地域で開発させていただくにあたって、様々な調査又は建設に伴って、いろんな方に携わっていただくようなかたちになりますので、そういった時に関しまして、なるべく地元の方を積極的に雇用、または採用の方したいと思っておりますので、そういったかたちで、まず経済地域に貢献の方をしていきたいところが一つと、それ以外の目線でも、先ほどもございまし

たけども、海外の事例また日本国内でも事例がございますので、まだ調査の段階で事業の確度が高まってございませんので、今後確度が高まってきた段階につきましては、積極的に検討の方をさせていただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。この先まだたくさんの資料の説明がございますので、その合間でまたご質問があれば受けていきたいと思えます。

続きまして、環境アセスメント制度および計画段階環境配慮書手続きの流れについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

事 務 局： 生活環境課の山下です。私の方から、環境アセスメント制度、計画段階環境配慮書手続きの流れについて説明をさせていただきます。

◆資料5.6.7.9に沿って説明

会 長： ありがとうございます。

以上のとおり、環境アセスメント制度についてと計画段階での環境配慮書の今後の手続きそれから審議会のスケジュールについて説明を頂きました。

何かご質問ございますか。よろしいですか。

では、引き続いて、ただいまありました計画段階での環境配慮書について、事業者より説明をお願いいたします。

事 業 者： ありがとうございます。

資料8を用いて計画段階環境配慮書についてご説明をさせていただきます。

◆資料8に沿って説明

会 長： ありがとうございます。

たくさんの情報をいただきまして、時間もだいぶ経ってしまいましたが、事業者の方の説明は以上になりますので、この後も皆さんからは質問を頂いて、事業者の方には退出していただいた後、今日のまとめをしたいと思えます。これが最後の質問や意見となりますので遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

はい。では、小倉区長さんお願いいたします。

地元代表： 上宇川連合区長の小倉です。

環境配慮書の概要の15ページを見て頂けますでしょうか。よろしくお願います。輸送計画をお示しされたんですけれども、第一風力発電事業のいろん

な資材の輸送、ブレードも含めてですね、そこが例えば 国道 178 号線から第一風力発電所につつまして言いますと、太鼓山の方までずっと行くということで、ここは丹後縦貫林道を利用されるということになっております。

それから、第二風力発電所につつましては、同じく 178 号線から府道を入りまして、平井辺線から依遅ヶ尾の所までということで、輸送路が設定をされています。そして、現時点での輸送ルート案ということですが、詳細調査を実施して検討を行う予定となっています。次に、輸送に関わって地元から懸念もあったり、実際にその大きなブレードを運ぶにあたって、林地開発と言いますか、土地の形状変更や保安林の中での木の伐採といったものが、予測されるんじゃないかと思っています。

11 ページは、想定区域の規制環境配慮の計画案になります。第一風力発電事業について、先ほどの輸送ルートの関係で言いますと、178 号線から縦貫林道に入っていきますとまず最初に当たるところが斜線の保安林というゾーンになります。この区域が保安林なので、もし林地の開発なり、立木伐採、土地の改変ということが生じてくれば、ここは保安林ですので保安林に基づく法令にしたがって対応していなければならないということになります。

第二風力発電事業につつましても、178 号線から入ってきまして、遠下から依遅ヶ尾に上がる道ですが、ここも保安林指定になっていて、それから依遅ヶ尾の登山道の辺りも保安林指定になっております。ですから、ここら辺の林地開発についても、保安林の区域になっておりますので、そういうことがあります。

特に保安林ではないところの取り扱いはどうなるのかと、林地開発に関わってどうなるのかと言いますと、保安林ではなくて林地開発の条例、それに伴って地元と協議したうえで、地元との協定を結ぶということになるのですが、林地開発の中では、やはり対象区域が 1 ヘクタール以上という、森林法の関係で範囲が決まっておりますので、その小規模の林地開発についての事案が生じた場合、立木の伐採含めて土地の改変によって環境にどう影響があるのか、隣接の集落の水源があつたりした場合にどんな影響が出てくるのかということが、とりわけ上宇川地区では水源の問題とか、それらの保安林の保全の問題、それから縦貫林道には地滑り地形の箇所が非常に多くあり、集落はないですが

過去に地滑りを起こして、大規模な崩落をしたというところも、点々とあります。ですから、そういうことを含めて、この輸送路に関わってしっかりと調査をしていただいて、具体的な土地の改変というのが、どういう風に影響してくるのかということ、早めに示していただきたいと思っております。ただ、林地開発のスケジュールの中では 準備書の段階でやっていくというようなご提案もあったのですが、準備書の段階ではなかなか、例えば 林地開発が必要だといった場合に、財産区の場合であったり、個人であったり地権者がいますので、そこの協議が重要になってきます。

それから、周辺の集落の水源の問題もありますので、その辺を本当に慎重に、実施区域、想定区域内にも入ってますから、それは慎重に調査もされて、一定の計画案、事業計画の具体的なものをお示していただきたいと、ただそのよく言われるのは事業計画の熟度が高まらないと、ブレードの大きさも決まっていないうことは、色んなことも説明を受けたんですけども、実際問題、この計画書の中には100メートル以上のローターですね。ですから、50メートル以上のブレードの長さを運ぶというのは確実だろうと思っておりますので、それに関わってやはりあの輸送の方法を早めに検討していく。これから、トレーラーの大きさがどうだとか、それから、例えば谷のヘアピンカーブが回れないとか、クレーンを立てて輸送しなきゃいけないという方法も必要なのかどうかという事も、これは非常に重要な問題ですので、そこは非常に十分検討していただいて早めに具体的なプランを示していただきたいと思っております。

以上です。

会 長： 小倉区長さん、どうもありがとうございました。

その他、どんどん聞いていきたいと思えます。

畑中委員、どうぞ。

委 員： 少し専門外ではあるんですが、先ほどの経済とか社会とか言いましたけど、ちょっと環境の話で、生態系の評価のところ、この辺はアベサンショウオも有名ですね。大宮が基準地にもなっているぐらいで、京都府さんのレッドデータブックでも絶滅寸前種で。たまたま、私、豊岡で関わったことがあるんですけども、意外なところにいるんですね。年がら年中、ちょっと水が溜ま

っている所というか、林縁部だったり。その辺のことが、37ページの評価結果のところだと読み取れなかったんで、どんな認識をされてるのかなと思います。まとまった湿地とかじゃなくて意外なところにいたりしますので、ここ結構大事なポイントじゃないかなと思いました。

以上です。

会 長： あとでまとめていきたいと思います。その他、ご意見どんどん出していただけますか。いかがでしょうか。

木原委員、よろしいですか。

委 員： ありがとうございます。

まずは、やっぱりこういう大きなものが建つと、開発もされるということで、地元の方が相当強い懸念を持たれると感情的には反発があって当然ですし、実際の懸念も多くあるというところで、懸念が本当なのであればやめるという覚悟も持って、今回、進めていただきたいなど、大前提のところ有一点です。

そのうえで、先ほど奥谷会長の方からあった質問で、一点お答えいただいていると思うところが気になってまして、それは既に他地域で開発され、風力発電に関して、今開発中の案件があったり、既に稼働中のものもあると。これに関して、トラブルも含めて相当な経験をされているんじゃないかと思っていて、例えば騒音に関してとか、希少生物に関してとか、トラブルがあったのか、なかったのか。或いは、アセスの途中で住民の方との説明の中で、住民の方との感情のもつれも含めて、どのようなトラブルがあったのかなかったのか。これは、また次回以降で結構かと思うんですが、そこら辺を包み隠さずお話しただいて、それに関して、前田建設工業様としてどのように捉えておられるのかというところをお聞かせいただくというところが多分スタートになるかなと思いますので、この点に関してはお願いをしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はございませんか。

深町先生、どうぞ。

アドバイザー： 色んな項目があって、たいへんなことだとは思いますが、生態系だとか景観だとか人との係わりの部分での認識が率直に申しまして甘すぎるという印象です。評価の部分も含めてなんですが。わたしは20年以上、ここに入って、

いろんな植物であるとか、文化的なことを調べてきたんですが、既存文献であっても、もっと現状把握ができるはずで、先ほど、アベサンショウウオの話についても、水系をもっと丁寧にみるだとか、非常に文化的な価値があるものですね。単に指定されているかとかいうことではなく、暮らしの中で人がどういうかたちで、身近にある自然と係わっているのかとか、精神的な繋がりだとか、いろんなものを含めて、一般的な資料、ヒアリングをするといったような最大限の努力をしながら準備するものだと思うのですが、いずれにしてもあまりにも表面的な評価というか視点だったりということでもありますので、視点の置き方、もちろんビューポイントも大切なんですけど、いろんな動線だとか、海の側からの視点だとか、ジオパークだとかを大事にしていきたい。ここは里山ということで価値が認められ、日本で初めて国定公園に指定された経緯があり、内山のどこに行っても価値があるようなそういう場所なので、どういう特徴があって、自然に影響を与えないために最大限どうするかという熱意が感じられなかったのがたいへん残念に思いました。もっともこのレベルであっても深めていただきたいなというふうに思いました。

会長： ありがとうございます。

丸山先生、いかがでしょうか。

アドバイザー： いくつかあるのですが、今の話から引き継ぐと、やっぱり騒音なんかに関しては、それなりに里山活動が行われている場所ですので、そういった場所には騒音に関しての配慮というのもあるべきですし、人と自然の触れ合いといったものをもう少し前向きに捉えたうえで、そこで何が軽減されるべきかということを留意事項として盛り込んでいただくべきではないかと思ったのが一つ。

あと、景観に関しても、よく他の地域でも出てくると思うのですが、居住場所から見た景観は、つまり生活環境としての景観がどうかということが欠落しているんで、これもかなり指摘が出るのではないかと考えています。あらかじめ対応が可能であれば、留意事項に盛り込むべきではないかと思いました。

それから、騒音が500メートルというのは、機種にもよるがかなり微妙な数値で、安全サイドをみたうえで設定した数値のように書いているのですが、それはどうなのかという懸念があります。

あと、全体的にこれはひょっとしたら、テンプレートみたいなものがあるかもしれないが、すべてが同じまとめ方になっており、それがかえってどれくらい真面目に検討しているかよくわからないという風になってしまっているような気がします。本来であれば、評価結果の前半部分がリスク、懸念事項で、何に留意するかが留意事項で、その結果、こういうことができるため回避できると今のところ考えているといった構成になっているべきだと思います。

基準地がそろっているので、本当に植生への影響が回避できるかということにはわからないですね。程度の問題であれ、植生の影響の問題というのは、必ず起こると思っている。回避できるという状況があるということでしたら教えていただきたいが、本当はもう少ししっかりみれば、改変による環境影響は低減ができるということなら、回避できる問題と低減できる問題は書き分けたほうが良いと思います。

そういったところで、いろいろアセスそのものへの信頼に影響すると思うので、もう少し気を付けたほうがよろしいかというふうに感じました。

会長： ありがとうございます。他に委員さんから、何かあのご質問、ご意見よろしいですか。

では、私の方からも最後にお伝えしておきたい、知っていただきたいことがあります。深町先生がおっしゃられたように、指定されているものだけを、今、捉えておられますけれども、例えばその国定公園の線引きのところなんですけれども、第一種、第二種といった大事な景観をこれ以上壊してはならないところや、大事な植物があるところは対象区域から外れていますとおっしゃっていましたがけれども、隣接していますので、その影響というのはあるわけです。線引きによって影響がないと考えられるという、その評価の在り方も、その地域ごとに地域の地形や気候やそういった物に多く影響を受けていると思いますので、この丹後地方の気候風土というものをよく理解して、きちんと評価をして頂きたいということです。

それから、小倉区長様の方からありました力石の場所なんですけれども、例えばそこだけではなくて、丹後半島には金剛童子山から小金山、それからその海に向かって依遅ヶ尾山と、これらは全て、昔から行場ということで、行者堂が今もありますし、神社も、それから寺院も寺院跡もたくさんあるんですね。

今、京都府立大学の方では、金剛童子山を調査中なんですけれども、そうした寺院跡、山寺後の調査を進めておりまして、そうしますと金剛童子山から見ますと、小金山も依遅ヶ尾も海に向かって一列に並んで見える。そこが行場だったわけですね。ですから、この一帯が霊場であったということが言えると思います。

また、宮津側でいいますと成相山もそうですし、成相寺の奥ノ院と言われる上世屋の慈眼寺にも慈眼寺縁起というものがあって、そこには滝もあり、行場があって、今も雨乞いの神事が伝わっているということです。そういう風に調査を進めておりますと、わかっている文化財だけではなくて、丹後半島には知られざる多くの歴史があります。それは自然と共に生きる人の工夫とか、文化とか祈りが込められた場所でありますので、そういう聖地、霊場というものが挙げられていないということを認識をして、今後評価をしていただきたいと思います。

それから、今日、ご欠席であります三好先生からのお願いなんですけれども、今提出して頂いています地図が、ほとんど等高線が潰れてしまって見えません。国土地理院の大きな地図で A3 ぐらいの地図で、どこに風車が建つのかというのをきちんと示してほしい。次回までに、そういう大きな地図を委員の皆さんにも配っていただいて、そうでなければ地形とか砂防の関係とか、土砂災害の関係が今出されている資料では分からないのでお願いしたいということです。

それから、次回までには現地の確認調査をお願いしたいということでしたので、今、事務局と一緒に相談をしていただいて、現地確認もさせて頂きたいと思っています。

私からは以上です。

他に皆様ございませんでしょうか。

では、事業者の方から、その総括的にご回答お願いいたします。

事業者： 様々なご意見ありがとうございました。

また私の方から、何点かご回答させていただきます。まず、小倉区長からご要望いただきました、輸送路、住民の皆様のご不安のところにつきましては、これまでの説明会を通しまして、様々なかたちでご意見いただいております。先日の説明会の時にご回答させていただきましたが、このアセスの手続きに則

るかたちではなく、先んじて、事業者の方でしっかりとさせていただいて、住民の皆様にご説明させていただきたいと思っておりますので、その調整を今させていただきます。

また、今後のスケジュールの見通しが立ちましたら、改めてご説明の機会をいただければと思っております。

事業者： アベサンショウウオについてなんですけども、こちらの方は専門家の方へヒアリングを行っております。生息場所については、ピンポイントで教えて頂けるようなことはないんですけども、どういった場所で生息しているかというところはお聞きしておりますので、そういった観点で調査の方を行っていく計画としております。現段階で、こちらの方は、まだ既存文献の収集と整理といったところになっておりますので、そこまで詳しくというところでは記載の方は行なってはおりません。今後調査のほうを進めていって、調査手法についてもきちんと記載をさせて頂いて、なおかつ準備書では、結果の方を示させていただくようなかたちになるかと思えます。

アベサンショウウオに関しては以上となります。

事業者： あと1点、我々の今までの事業としまして、さまざまなトラブルや経験の所をご質問頂きましたが、時間の関係で詳しい説明は控えさせていただきますが、そういった経験も踏まえまして、この事業につきましても、冒頭に申しましたが、現時点ではこれから調査をしていくといったかたちになっております。他の事例でいきますと、調査を踏まえまして断念というか、中断した事業もございませぬし、また、住民の皆様のご意見等を踏まえまして、進めるべきではないと判断した事業もございませぬので、この事業も同じ取り扱いということで、今後、しっかり調査をさせていただき、また、地域の皆様、住民の皆様に説明をご理解いただいて、初めて工事また運転までたどり着くと理解しておりますので、その点については、そういったところも、これまでの経験、ノウハウも踏まえまして、今後、しっかり進めて参りたいと思っております。

事業者： 貴重なご意見、大変ありがとうございます。

生態系、景観、人と自然の触れ合いの活動の場の部分、調査地点に関して甘いというご意見に関しまして、こういった場所で、今我々ができる基本的なアセスの手引きに則って、一般的に公開されてる文献から、選定させて頂いてる

部分はございますが、こういった委員会や住民の意見、また、これから府、専門家のご意見もたくさんいただくとお思います。そちらを方法書に反映して参るべきことになっておりますので、こういった場を通じて、皆さん、地元の方からたくさん様々なご意見頂いて、それを方法書に反映して、調査地点として選定していきたいと考えておりますので、今おっしゃられたような見えない部分、霊場といったような神社等々も含めてご意見いただいて、例えば、京丹後市長意見として集約させて頂いて、それを出していただければ必ず踏まえるようなかたちになってくるかというふうに考えております。

また、騒音に関しましては、工事の計画に関して、配慮書では500メートルとなっているんですが、今、現状、想定されている範囲ですが、今1キロというふうになっております。この500メートルというのは、あくまでも最低限の区域を決める上で、工事の騒音だけの影響ではなくて、工事が入る可能性があるもの全部含めないといけないという観点から、今、500メートルとさせて頂いてるんですが、確かに500メートルは厳しいと思っております。先ほども申したように、現状の今ある音が、5db以内の範囲でしか、風車を配置できませんので、今後、そういった調査を踏まえながら、1キロ程度は離れてくるのではないかというふうに、設置位置から住居まで、500メートル以上の1km範囲の中でというふうには考えております。というようなかたちで、今後、ご意見いただければと思っておりますので、それを方法書に反映して参りますのでよろしくお願いいたします。

事業者： 先にご紹介いただいた大きな地図のところにつきましては、この後、次回までに準備の方をさせて頂きます。現地の確認等につきましても、もし我々事業者側の説明が必要であれば、そこについては遠慮なくいただければと思っております。

また、先ほど日本気象協会からもありましたとおり、我々で今こういったかたちで、丹後半島で二つ大きな風力発電事業計画をさせて頂いてます。地域の皆様につきましても、また、今年に入ってから接触をさせて頂いて、まだまだ狭い範囲ではございますが、ご意見頂いてるようなかたちになっております。今後、住民の皆様、また、大きなかたちで説明会等開かせていただきながら、様々なご意見、こういった委員会であつたり、専門家の意見も通しまして、

しっかり確認させていただきながら精神的なところ、また文化的なところも含めてしっかりと事業者として把握させて頂きながら、しっかり計画のほう進めてまいりたいなと思っておりますので、引き続きよろしく願いできればと思います。

会 長： どうもありがとうございました。

では、事務局さんこれで事業者の方はご退出していただいてよろしいですかね。はい。どうもお疲れ様でした。

《事業者退出》

会 長： たいへん長時間になってしまいまして、休憩時間もなしに進めておりますけれども、この後は今日の振り返りということでまとめをさせていただきたいと思えます。

ひとまず、私の方でいただいた意見をポイントだけご紹介をしていきたいと思えます。その上で、またご意見などあればお願いしたいと思えます。

まとめられてないので、ご発言があった順番になってしまうんですけども、まず一つは、騒音の問題ということで、数値化できない煩わしさというものがあるといった点も評価すべきである。やはり個人差があるので、基準をクリアしているからそれでいいということではないといった点が大事。

それから二つ目が、説明のあり方なんですけれども、地権者や住民の方だけの説明ではなくて、隣接地や里山を利用されている方、それから住民の方で地域外からの景観や文化的な様々な係わりや生業、そういったこともありますので幅広に、色々な方からの要望があれば説明会を開催してほしいということ。

3 つ目は、これまで丹後半島で行われた大型事業で、様々な課題もあったことを総括して、それを踏まえて計画に盛り込んで欲しいということ。

4 つ目は、環境、経済、社会はセットで進むべきということなんですけれども、再生可能エネルギーというとその環境の部分だけが、今推し進められている状況であるということです。そうではなくて、地域経済への考え、あるいは地域の人々の社会の関わりという点で、そういったことも一緒に議論していかないといけないということです。風というものを、地域の人がどう主体的に活用していくのか、欧州の事例のように地域が主体的に風車を回して、それが地域の誇りになっていくような、そういう進め方であるべきではないかということ。

5 つ目は、今は売電収入だけが考えられていて、それでは地域経済に何の関係もないわけですから、売電に寄り掛からないような地域経済への還元というものも考えられるべきではないかということでした。

6 つ目は、この一帯には保安林とか希少種の生息地があるということで、保安林についても漁業者への影響、そういったものや様々な生き物がそこにたくさん生きておりますので、声なき声を聞いていくということが大事なので、よく調査をすべきだということ。

7 つ目は、文化財保護法とかレッドデータブックなどで、情報公開されているものだけではなくて、地域住民の暮らしの中で昔から大事にされている動植物とか環境とかがあると思われるのでそういった住民の声も、よく聞いてほしい。その中では、この一帯が昔から聖地、霊場であるといったことも含めて調査をすべきであるということです。

大体そういうところで、全体的にこれまでいただいている環境配慮案では、調査が甘いと、それが総括かなということでございます。

足りないところもあるかもしれませんが、さらに補足やご意見として何かございましたら、お願いいたします。

区長さん、いかがですか。

地元代表： 繰り返しになりますけれども、もう既に他の事業者の太鼓山ウインドファーム事業との関係で、縦貫林道を輸送に使うということで、重大な事案があの上宇川でも発生しています。それよりももっと大きいブレードを運ぶというかたちになりますので、本当にブレードを運ぶ方法は、もっと慎重に考えていただきたいと思いますし、今、事業者からのいろんな提案も出てるんですけども、あまりにも、これは非常に唐突なプランなので、なかなか地元としては納得できるものではないし、あの林道を管理している市の方も、大変なことになるだろうと私は非常に大きな懸念を持っています。そのことはまた繰り返しますけれども、アセスはアセスでしっかりやっていただくんですけども、事業を実施するためには資材を輸送しなきゃいけない。これは物理的なことで、ブレードの長さについても最後の最後までブレードの長さを決められないってことはあり得ないと思うんですよ。発電効率とか色々考えて、メンテナンスも考えて。輸入品だそうですので、もうすでに、どこから輸入してというのは、

事業者は目安をつけてると思うんで、具体的に準備書段階では遅いと思いましたが。ということで、審議会でもこのことは注視していただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。

今の点も付記をして、まとめたいと思います。他にいかがですか。

畑中委員どうぞ。

委 員： いわゆる総発電量とかの基本スペックの基礎情報がないので、事業計画の概要が要るかなということ。あと、今日は敢えて質問をしなかったですが、風況が5.5mというのは厳しいかなと思います。、普通は6から6.5ぐらいないと。今日の資料の中にどの高さの風況かというのが記述がなかったですが、その辺でもうちょっと事業概要の説明が要るんじゃないかなというふうに思いました。

会 長： では、私がバラバラと申し上げたんですが、あとは事務局の方が、まとめてくださるかなと思っておりますので、ここからは、事務局さんにバトンを渡しまして、今後のスケジュールなどについてご説明をお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

事 務 局： それでは、事務局の給田の方から、今後の第2回目、第3回目に向けた考え方でとかスケジュールについて、この場で確認とご説明をさせていただきたいと思っております。

第1回目ということでいろんなご意見いただきました。配慮書という段階でありますけども、初めてこの審議会で配慮書を見たっていう方がほとんどだと思います。その中でまだまだこれからその配慮書ってどういうものだっていうことを私も含めても勉強していく必要があるのかなと思えました。アドバイザーの先生方からご指導いただくことでその読み方なんかも勉強させてもらえらると思っております。

今後ですけども、事務局としましては、本日の第1回のご意見を踏まえまして、第2回目に向けて答申素案の作成をさせていただきたいと思っております。先程奥谷会長にまとめていただいた内容を参考に作成を進めたいと思っております。

今日のこの場で出して頂けなかった意見というのはたくさんあると思っておりますし、事業者に資料を求められたものもございまして。ご意見、ご質問等もある

と思いますので、委員の皆さん、アドバイザーの皆さん、地元代表の皆さん、それぞれこれから意見も出てくると思いますので、事務局としてはそういったものは第2回目まで随時受付をさせていただきまして、答申素案に反映をさせていただきたいと考えてます。

それから、市役所の庁内でも関係部局の方にも配慮書を共有する中で専門の担当部局の意見もいただきながら素案に反映をさせていきたいと考えてます。

事業者への質問とか随時出てきた場合は、事務局の方にご連絡をいただきましたらこちら経由で事業者を確認をして回答をさせていただくというふうにさせていただきますのでその点もご了解お願いいたします。

委員の皆様につきましては、今回初めて配慮書の説明を受けたばかりですので、今後また持ち帰っていただきまして、中身を確認していただいて、改めてこういったところはどうかというところも率直なご意見でも結構ですので頂けたらと思います。他にも質問質疑ありましたらどしどしお願いいたします。

アドバイザーの先生方につきましては、本日専門分野それ以外の分野含めてご意見いただきましたが、その中で科学的知見ですとかに基づいた意見も頂きたいと思っております。

地元代表の方につきましては、これからの地元の住民説明会の方に入っていく段階になります。その中でいろんなご意見が出てくると思いますので、それも踏まえまして、意見を集約していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

続きまして 第2回の審議会の持ち方ということで、第2回目は今のところ12月に予定をしておりますが、時期としましては12月10日の予定となっている配慮書の公告縦覧の前後くらいがよいかと考えてます。また、奥谷会長からもありましたが、現地確認を合わせてさせていただきたいなと思っております。

地元の方につきましては、個別対応という形で別の日程の方が都合がいいということであれば対応させていただきたいと思っております。

先程もお願いをしましたが、地元代表の方につきましては第2回目の審議会までに地元住民の方の意見ですとか、行政も説明会には参加をしますのでその

場で拾い上げていけたら良いというふうに思っています。

第3回目には最終的な答申の素案がまとめればいいんですけども、またもう1回ということがないように事務局としても効率的に意見をまとめあげていきたいと思います。以上のようなスケジュールで考えておりますので今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： ありがとうございます。以上で本日予定しておりました議事は全て終了となりますが、全体を通しまして委員の皆様から何かございますでしょうか。

深町先生、どうぞ。

アドバイザー： 京丹後市さんは、こういったかたちでしっかり議論されるということで良いことだと思いますが、事業としては宮津市や伊根町にも関連していて、事業者さんには、京丹後市で言われたことだから、京丹後市だけでやったら良いといったものではなく、やはり行政間の連携を密にさせていただいたり、丹後半島全体の中で懸念が無いように、良い方向に行くようにというようなかたちで、対応をしていただきたいと思ひます。今回、できる範囲で意見は言わせていただきましたが、アドバイザーに生態系とか動植物の専門の方をと書いてありましたが、ぜひ、できるだけ早めに必要なアドバイザーを見つけていただくのが良いのではないかと思ひるので、その辺のご検討もお願ひしたいと思ひました。

会 長： では、事務局からお願ひします。

事務局： この事業に関連して、京都府それから宮津市、伊根町ですが、すでに京都府内で関係自治体、関係機関が集まる会議は開催されており、情報共有はさせて頂いておられます。併せて、伊根町、宮津市の方では、審議会といったかたちでの議論は、今のところ予定されていないのですが、自治体内部における連携をきっちりと図って意見を出していく。また、意見出しについては、関係自治体間の情報共有を図りながら進めていきたいということは確認をしております。以上です。

事務局： 近隣の市町への対応は、今の話にありましたようなかたちで、引き続きしっかりと情報交換しながらやらせていただきたいと思ひておられます。

あと、先生がおっしゃったように生態系の専門家の関係につきましては、今、調整を進めている最中がございますので、早急に審議に関わっていただけるように事務局でも進めていきたいと思ひています。

会 長： 少なくとも、第2回までには、そういった方の意見を聞かないと答申案も書けないと思いますのでよろしくお願いします。スケジュールのテンポが速いので、ちゃんと進んでいけるかなと思っているところです。本日、以上のとおり長くなってしまいましたので申し訳ございませんでした。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。では、事務局の方から最後よろしくお願いします。

事 務 局： 奥谷会長、どうもありがとうございました。

本日は、第1回目の審議ということで、事務局としましても、全体のスケジュール間、休憩時間も含めて反省をしておりますので、今後、第2回目につきましては、その辺の会議のあり方についてしっかりと丁寧な対応をしていきたいというふうに思います。

本日は、委員の皆さん元より、オンラインでご参加いただきました丸山先生、深町先生、また地元代表としてご参加いただきました上羽区長様、小倉区長様ありがとうございました。また、委員の皆さま、ご多用の中、大変ありがとうございました。

なお、先ほども申しましたように、今回の配慮書への対応は、今後、次回は12月の上旬というようなかたちで、月に1回ぐらいのペースで、審議会を開催させていただくということになっておりますので、お忙しい中とは存じますが、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日は、長時間本当にありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。

会議録確認者
